

岡本隆司著

屬國と自主のあいだ

——近代清韓關係と東アジアの命運

高橋秀直

私は東洋史ではなく日本史の人間である。このような高度に専門的な中國近代史の本の書評ははっきり言って誰が見ても荷が重い。しかし屬邦—自主論は以前より關心のあるテーマであり、最近の東洋史のこの分野についての研究はどのようになっていくのかという興味もあり、お引き受けた。しかしやはり荷が重すぎる仕事であり、原稿が遅れご迷惑をおかけすることになった。

こうした不適切な私に編集委員が書評を依頼されたのは何故か。考えてみるに、私は日本史であるが本書の対象時期の日本の朝鮮政策を研究対象にし、そのなかで當時の中國・イギリスなど國際關係についても検討している。すなわち違うながらも重なっている。二、日本史の側からはどのように見えるか外部からの視線による批評も面白い、三、本書は論争的な本で舌鋒鋭く先行研究を批判している。その一つが拙著『日清戦争への道』（東京創元社、一九九四）である。どのような反應があるのかといった興味があるいはあるのかもしれない。

先に屬邦—自主論に關心があると述べたが、これは拙著の元に

なる論文を執筆していたときこの存在に気づき、これを元にすれば、植民地支配となった現實の東アジアではなく、別の一九世紀末東アジアの可能性が見えるのではないかと思ったからである。しかし必死に文献を調べたが、一九八〇年代において屬邦—自主論という用語・概念は見あたらなかったように思われる（もちろん實態認識は田保橋氏以來存在していたが）。しかし現在にいたると本書冒頭の學說整理にあるように屬邦—自主論は當然の概念となり、それについてこのような大著があらわされるまでになったのである。隔世の感がある。

まず本書の内容を紹介しよう。

緒論

緒論で本書の目的を著者は論じる。日清戦争の要因を清韓宗屬關係にみるのは一九八〇年代まで定説であった。しかし九〇年代、評者などそれは單なる開戦の口實であり、眞因ではないとする研究が登場している。こうした状況に對して著者は、眞因説でもってこれに對する。

宗屬關係とは言うまでもなく宗主國と屬國關係であるが、この時期の清韓關係が特殊なのは、西洋諸國に對して清國が朝鮮を自主の國と言ったり、朝鮮が自國を屬國と稱することである。これは朝鮮の對西洋外交を擔うことを恐れての清の對應であり、清の力を借りようとする朝鮮の對應であった（屬國なら清國が交渉にあたざるをえなくなる）。そしてこうした曖昧な言説に對應することには、清朝は儀禮的な服屬儀式を朝鮮に求めたが、朝鮮の内政は朝鮮政府がこれにあたり清朝は關與せず、朝鮮政治の實狀

は、事實上の獨立狀態であつたのである。こうした曖昧な狀況を屬邦——自主論と呼ぶ。

そして最近の朝貢システム論などのシステム論的研究は、これを朝鮮のみにとどまらない前近代アジアにおける普遍的なあり方している。しかし著者はこれらの研究を着實な史料の讀みに基づかない研究として厳しく論難している。

著者は屬邦——自主論が日清戦争の要因とする。そしてこの曖昧な關係がどのように形成され、いかなる動態をとり、いかに認識されたのかを三部構成で検討するとする。その分析對象は、第一部は清朝、第二部は朝鮮、第三部は西洋諸國である。

第I部 清朝

第一章 丙寅洋擾から江華條約へ

この章は一八六〇年代と七〇年代の清韓關係を扱う。八〇年代以後は屬邦が自主かが大きく議論されるようになったが、屬邦——自主論は現實はともかく理論として清初から意識されていたわけではない。これが自覺され問題になった契機は一八六六年の丙寅洋擾と、同年のシャーマン號事件いわゆる辛未洋擾であつた。辛未洋擾においてアメリカは清國に朝鮮との交渉の仲介を求めたが、清朝は朝鮮は獨立國であるとしてこれに應じなかつた。そして今度は朝鮮に渡るにその答えは、自國は完全な屬國であるので勝手にアメリカとは交渉ができないというものであつた。互いに責任逃れである。屬邦——自主論はその矛盾とともにここに姿を現した。この屬邦——自主論は雙方が認めた何らかの定例・法理ではなく、

これが主張されたのは便宜的な成り行きであり、一定の決まりになつていない一種の慣行、なお可變的な關係であつたと著者はする(二三頁)。

一方、日本は朝鮮の國際的地位についての立場は、一八七五年には、半屬國か、獨立國かとその回答を迫ろうとする二者擇一的枠組みをとっており、半屬でありながら自主という想定は存在しなかつた。その後、江華島事件が発生する。日本政府は森有禮駐清公使にこの枠組みに従つて清は朝鮮をどのように見ているのか問うように指示する。森の報告には、朝鮮は屬國だが一切の政教・禁令は自主に任している、朝鮮は獨立の實はあるが屬國の名があり、トルコの屬國セルビアのように他の獨立國と同視することとまではできずその品位ははなはだ異なる、ゆえに日本使節は公使ではなく、領事をおくことを協定すべきである、とみえる。

これにより一應、屬邦——自主論は日本政府に紹介された。しかしこれは江華條約に影響を與えなかつた。第一條は朝鮮を日本と平等の權を有するとし、少なくとも日本との關係については對等の獨立國、「自主の邦」と規定した。また朝鮮側も條約を從來の日朝國交の復活と考えたので清朝の屬國・保護を言い募らなかつた。一方清朝は朝鮮に自重し妥協するよう勧めた。この背景にあるのは、一、清にはなお十分な軍備が整っていない、二、日本はあからさまな敵對行爲にはでない、三、朝鮮はなお清朝に恭順という認識。このいずれかが變わったら日朝關係についての清の方針は變化する。そして二・三が樂觀にすぎたことがこの後明らかとなる。

第二章 シューフェルト條約の成立と馬建忠

一八八二年が東アジア國際關係史のもっとも大きな轉換點の一つとする。この年、朝鮮で壬午事變が発生するとともに、同國は西洋と初めて條約を結んだのである。こうした動きの立役者でありながらこれまで顧みられなかった人物が馬建忠であると著者はする。馬は單に李鴻章に使えたサブリダーの一人ではなく、一八八〇年代以後の清・朝關係のありかたを決定づけた人物であったとする。もちろん坂野正高『中國近代化と馬建忠』をはじめ馬建忠についてはすでに多くの研究がなされている。しかし基本史料である朝鮮への旅行記を系統的に讀みこなし活用しようとした研究はいまだなく、これが研究の不十分性につながっていると本書はする。

馬が朝鮮政策に登場するのはシューフェルト條約（對米）締結過程においてである。なぜ對米條約を結ぶのか。それは日本の琉球處分にシヨックをうけた清が朝鮮がそうした運命に陥ることを防ぐため西洋諸國との條約を結ぶよう朝鮮政府に勧告したからであった。條約締結にあたっては不慣れな朝鮮に代わり清國が締結の面倒をみた。その一人が馬であった。

アメリカとの條約締結にさいし屬邦―自主の關係が新たに問題になる。清側はこの機會に屬邦であることの國際的承認を得ようとする。一方、朝鮮側は、あくまで自主は捨てることはできない、しかし現状では屬國にもわかに否定できない。そこで屬國を保護に生かし各國とは自主・平等の關係に役立てるべきという考えであった（四八頁）。清と朝鮮との思惑には差があった。屬邦―自

主論は西洋との國交樹立により新たに問題となったのである。李鴻章は條約案を作成し、その第一條に朝鮮は清の屬國であるという條項を加えようとした。李がこれをなしたのは、ベトナムをめぐるフランスとの對立は、こうした規定がなかったからと判斷したからという秋月望氏の説を本書は採用する。

この案についてシューフェルトとの交渉が行われるが、アメリカ側はこれを納得しない。朝鮮に派遣されていた馬は、條約に屬國條項插入する代わりにその趣旨を書いた照會を朝鮮國王が米大統領へ送るという案を持ち出し、朝鮮側の納得を得る。そして照會十條約本文というのが以後の朝鮮と西洋の條約の雛形となる。照會とは以下の通り。中國は朝鮮に特に允し各國と約を立てしめるとき、朝鮮、別に照會ありて、朝鮮は中國の屬邦たり分内に應に行うべき各節は、各國とも毫も干渉するなし、と聲明す。つまり照會は朝鮮を自主とも屬國とも稱するのである。清はもちろん屬國に主眼があり、朝鮮は自主にあった。これが送られて以後、朝鮮側は自主の根據にこの照會を、清國は逆に屬國の根據にこれを使ったという。この皮肉な事實が朝鮮近代史においてすでに知られたことであるか門外漢ゆえわからないが、この問題をめぐる分析は興味深かった。

第三章 馬建忠と壬午軍亂

壬午事變により清韓關係は大きく變化した。それは軍亂の直接の結果ではなく、シューフェルト條約以來一貫して馬建忠が進めてきた朝鮮政策に基づくものであった、と著者はする。それを論證するのが本章である。

清は軍亂の發生を日本側の通知により知るが、日本の出兵に對抗するために直ちに派兵を決意する。まず馬を軍艦三隻とともに派遣することを決定、次に陸軍派遣を決定、そして次に李鴻章の代役をこのとき務めていた張樹聲が陸軍派遣の目的に亂黨の「鎮壓」を加えたのである。

清より軍艦派遣の通知を受けた日本は、日朝間の問題はあくまで日朝間で處理すると決定したが、清が日本の要求をのむよう朝鮮側を説得するのは歓迎するとした。そして九日、陸軍派兵の通知を受けるが、このなかで清はこれまで日本に對して言ったことがなかった屬邦論を述べ日本に衝擊を與えた。これへの日本の對應は、問題はあくまで日朝間で處理というものであった。十一日、吉田外務次官が黎庶昌駐日公使にこの返答をなすと朝鮮の國際的地位をめぐる日清論争となった。このとき日本は、清があくまで屬國論を主張するなら開戦を決意した。

一方、朝鮮に赴いた馬は獨自な判斷で日朝間の調停を試みた。これに對し花房日本公使はあくまで日朝二國間で處理するという對應をとったが、馬が大院君を退けることには反對しなかった。これを受け馬による大院君拉致が行われる。そして著者は拉致と同時に馬が國王に使者を送り日本に使節を送るよう勸告したこそ注目すべきとする。これにより事態は收拾に向かつて動き出した。馬は朝鮮で日本との對立は表面化させない「平和主義」をとりながら、朝鮮には具體的な内政干渉を開始した。こうした行動は彼が先に定義を與えた屬邦―自主に對應するものであった。すなわち日本と折り合っていくには自主をもつてし、朝鮮に内政干渉するには屬國をもつてしたのである。日本側以後、朝鮮政策を行

うにそのはざままで逡巡せざるをえなくなる。始まった清韓關係の再編が本格化し日本もそれを感じ對應を迫られてゆく。

清朝が屬國化をめざすという態度を鮮明にしたことで、朝鮮側も明快な對應を迫られる。清に沿うか、あくまで平等・自主の權を追求するのか。ここにおいて開化派も岐路に立たされ内部分裂を起し獨立黨が登場する。

第四章 馬建忠の朝鮮政策

事變後の馬の朝鮮政策は、「朝鮮善後六條」であった。馬はこの趣旨を大院君拉致後に國王に觀説、その合意をえたと考えた。從來よりこれは學會で注視されてきたがそれは内容の紹介にとどまり、六條全體の文脈を読みほぐし當時の事實關係のなかに位置づける作業はまだ十分といえず、本書はこれをおこなうとする。

馬は善後六條を、壬午事變でにわかに思いついたわけではなく、その起源はシューフェルト條約時にさかのぼる。このときの彼の方針は、朝鮮は屬國にして自主たることを標榜しながら日本を主敵と假想して屬國の實を明らかにすべく、その自主を有名無實化してゆくことにある。その方針は、六條にもつらぬかれており、これが實行に移されると屬國關係は強化されていった。

善後六條の中には外人顧問の招請（實務にあたる西洋人と監督者の中國人）があった。朝鮮政府はこれに應じ清朝に斡旋を求めた。馬は當初、自分になるつもりであったが、實現せず、實兄の馬建常が派遣されることになり、西洋人はメルレンドルフとなった。

壬午事變後、馬が構想した朝鮮政策が具體化された。馬の一貫

した理念は屬國であつた。しかし日本が獨立論をとつて動かず、朝鮮政府も必ずしも清の意のままにならないとみる以上、清はその屬國にして自主という關係を保持してゆくほかなかった。これは甲申政變後の袁世凱においても變わらない。しかしこれの行き着く先は日清戰爭であつた。李鴻章の下關交渉に馬は難澁な交渉實務をうけもつにいたる。しかし戰爭は壬午以後の矛盾を解消すべく日本がうった最後の最大の手段であり、下關條約も馬の果たすべき責務だつたらう、と著者はする。

第Ⅱ部 朝鮮と近代清韓關係

第五章 條約と政變と密約

本章は甲申事變にいたる政治史を内政と外政の關わりを重視しながら明らかにしようとするものである。壬午事變で表面にでてきた屬邦自主關係はこの時期ますます問題となる。本章はまず冒頭で事大黨Ⅱ親清、獨立黨Ⅱ親日という周知の枠組みを否定する。すなわち獨立黨は獨立を主張するといつても朝貢は行うとしていた（一六五頁）。清に朝貢を行うことでは、兩派とも一致しており、「いわばみな「事大黨」だつた」（一六七頁）。この時期の朝鮮政治を理解する上で重要な指摘といえよう。

壬午事變後、朝鮮政府は清と日本に修信使を派遣する。直接の使命は事變への謝罪と感謝の表明だつたが、他に歐米と接觸し、條約締結を促進することがあつた。この背景には西洋と直接國交を持つことで朝鮮は獨立であることを示そうという意圖があつた。八三年、八四年、朝鮮は直接交渉で英獨と條約を結んだ。この動

きに對し李鴻章は朝鮮國王に書簡を送り、税則は自由に改訂してよい、ただし朝鮮の國際的位置に及ぶのは不可、と注意した。この書簡に國王は激怒した。ここで興味深いのは照會の問題であり、李はこれを英獨側が受理することを重視した。そこに屬國論の承認を期待したのである。一方、朝鮮側も自主の根據として照會の受理を強く求めた。

こうした努力により西洋との直接交渉を朝鮮は實現した。しかしこれによる清國の牽制は實現しなかつた。國際法では屬國（半主國）であつても通商税則は自ら締結できる、そして照會で朝鮮は自ら屬國と認めているというのが清の論理であり、これがある以上、直接國交を結んでも清が影響されるわけはなく朝鮮の期待は始めから空しかつたのである。

そして朝鮮側でこうした失策を氣づいた人物も登場する。金玉均とメルレンドルフである。金は儀禮的な朝貢關係も廢止し、清の屬國論の根據を一切なくそうと考え、後の甲申事變時の政綱十條の一つにそれは加えられたのである。

この時期は甲申政變・露朝密約と陰謀と政變の季節であつた。その要因は清朝の壓迫であり、それに抗すべく現實に助力を提供できる日本とロシアを提携相手として陰謀と政變が起きるのである。

第六章 朴定陽のアメリカ奉使

朴定陽のアメリカ奉使事件とは以下の通りである。一八八七年朝鮮國王は朴定陽をアメリカ公使に任命した。西洋と直接外交關係を持つことで清を牽制する政策の一環である。この奉使に對し

清は反發し朴は一年足らずで召還された（實際には清の壓力ではなく、朴自身の判斷だったことは本書が明らかにしている。一九九頁）。

これについてこれまでの研究は、近代國際關係と傳統的宗屬關係の對立という圖式で理解してきた。しかし本書はこの圖式は別の文脈に由來したものをあてはめてはいてにすぎない、とする。すなわち朝鮮側も清朝からの「自主獨立」を目指していたわけではなく、朝鮮を清の屬邦であると認めているからである（二二四頁）。個々の事實をつきとめ全體の過程をあつづけるというなすべき課題はまだなされておらず、本書はこれをなそうとするのである。そして結論は、屬邦であることを認めた上で、照會が規定した清韓關係のなかで朝鮮の「自主」をどのように見るかというのがこのときの争點であつたとする。清側にとっては、自主は名目であり内實はなく、屬邦關係が優先しそれに抵觸しない、さらにいうならそれを支える限りでの自主でなくてはならなかつた（二二三頁）。しかし朝鮮側は名目ではなく内實を伴つた自主を望んでいた。そしてこの問題をめぐり清韓の間に根本的な矛盾が存在することを露わにしたことにこの事件の意味があつたとする（二二四頁）。

第七章 デニールと「清韓論」

清と對抗するなかで朝鮮側が論據とした外交論がアメリカ人顧問デニールの著作「清韓論」であつた。デニールと清韓論についてはすでに多くの研究があり決定版といえる評傳・資料集もでていう。そのなかで本書がなそうとするのは、これまでの研究が

主に「清韓論」の論旨を對象とし、その周邊の調査についてなお不十分な點より、これを補い、デニールが「清韓論」を執筆したの意圖・立場・役割を明らかにすることである。そしてそれを通して「清韓論」を送り出した朝鮮の對外關係、特に清韓關係のありようにも迫つてみたいと本書はする。

検討の結果、デニールの執筆意圖は袁世凱の朝鮮への壓迫政策への反對、李鴻章の違約への怒りであり、またその地位については出發點から掛け違い（デニールは内政・外交をふくめた顧問に就任するつもりが、袁が用意していたのは外交のみであつた）があつたことが明らかとなつた。

デニールが清に對し朝鮮の自主を擁護するため利用したのは、國際法である。國際法では屬國には二つあり、一つは屬國（vassal）、他は朝貢國（tributary）である。後者は對等な國交は結べないが、通商協定を結ぶなどは出來、事實上、獨立國にひとしい。そしてデニールはこれが朝鮮の位置であるとするのである。李鴻章の理解はこれと異なる。李とデニールの間には初めから矛盾があり、それが最後に「清韓論」の公刊となつたと本書はする。なおここに登場する朝貢國の理論は重要なもので、後に日清開戦直前にも現れることも注意しておきたい。

第八章 デニールと「清韓關係觀」

一八八〇年代後半になると朝鮮をめぐる國際情勢に西洋諸國が參與するようになる。本章は、アメリカが清韓關係をどのように見ていたか、そしてさらに清韓關係は米朝關係にどのような影響を及ぼしていたのか、を明らかにする。

朴定陽渡米事件において米ジャーナリズムの報道は清より朝鮮よりも別に別れ定めなかったが、これは政府の對應が不鮮明であつたことに對應する。この曖昧な態度を清韓の駐米公使はそれぞれ自分の都合のよいように解釋した。シュワフェルト條約よりこの時期までアメリカの基本的態度には以下の三つがあつたと著者はする。一、屬國を語る照會は重視するに値しないという姿勢、二、屬邦と自主は矛盾するから後者をとり事實上の獨立國として遇する。三、不可解な屬邦の文言を棚上げにし干渉しない、である。つまり基本的に朝鮮の獨立論を支持する（ただし駐朝公使に八八年二月九日、訓電しているように、朝鮮の完全獨立論には反對であつた。二九三頁）が、この問題に深入りすることはない、である。そしてフート駐朝公使は獨立黨に同情を寄せながら終始黨派に偏らぬ慎重な行動を期したという。

第三部 西洋諸國

第九章 英露と清韓關係

一八八〇年代のイギリスの朝鮮政策については一貫して清朝支持で宗屬關係を承認、清朝と事實上の同盟關係にあつたとするのが定説である。本章、宗屬關係を自明の前提とせず、宗主權とは、その承認とは何かを検討する。

イギリスはパークス條約締結段階ではまだ宗屬關係を完全に認めたわけではなく、清韓關係を理解できず、一義的に定義づけず時々の利害に應じ對處していた。しかし一八八五年の巨文島事件の處理を通してイギリスの對應は固まる。ロシアの南下を恐れる

イギリスは清をその防波堤と見、巨文島の防衛を清が請け合うなら宗屬關係を承認すると清に持ちかけたが、清は難色を示した。そこでイギリスは、また一つの選擇種として朝鮮保全についての國際協定を結ぶことを述べた。これに對し總理衙門は屬國を國際協定にゆだねるのに反對したので實を結ばなかつた。こうなると國際協定を用いずにロシアに對する朝鮮の保全をイギリスに對し示さなければならなくなり、ロシア公使ラデュエンスキーとの交渉で曲がりなりにもロシアの朝鮮「不可侵」を實現したことでイギリスは巨文島より撤退した。

イギリスはロシアに對抗するため清朝の力が朝鮮で伸びることを期待していた。袁世凱の高壓的な朝鮮政策は清の宗主權を實效あらしめたいイギリスの動向が裏づけていた。

次にロシアは、その對朝鮮方針は一貫して現状維持であつた。すなわち朝鮮政府は自主で特定の國が優位を占めない、清朝が現在もっている現實の優位はそこまでにとどめそれ以上の從屬化は實現させない、である。これは李・ラデュエンスキー會談段階においても變わらなかつた。しかしロシア外交當局には清韓宗屬關係とは何か明らかなでなかつた。このことは清への不安と危惧に導いた。しかしロシア外交當局はこれを明らかにするのを望まず、清が李・ラデュエンスキー協定を破らない限りは清韓關係に容喙しないという方針をとつた。まったく利害關係が異なるにも関わらず、アメリカと同じような對應である。一方、こういった本國政府に出先ソウルのロシア公使は必ずしもしたがわなかつた。

英露の行動の前提は、清韓關係の不明瞭性、流動性であつた。

清は屬國化を實質化しようとし朝鮮はその動きを阻止すべく自主を現狀として維持しようとした。兩者の均衡が成立していたのが、一八八〇年代末から一八九〇年代前半であったと本書はする。清が屬國化を實現するには、監國の派遣などを行うのが一番明瞭である。しかし日本がいるのでそれは危険であるし、日本と對抗するためロシアの好意をえなければならずロシアの主張する自主論を否定するわけにはいかなかった。日本もロシアも事實上、宗屬關係を認めているが、明文でそれを公認するにいたらない。屬國化は兩國との關係の惡化を招くし、朝鮮の主張する自主は「屬邦自主」ではなく、清朝の他に「保護」を求める「背華自主」になる以上、是認できない。自主を全面的に承認も否定もできない、それなら朝鮮が屬國たることをたえず内外に示す必要がある、こう李鴻章は考えた。袁世凱の行動が不評なのを知りながら彼を代えることができなかったのはそうした情勢認識のしからしめるところ、と著者はする。

結 論

結論で本書の内容を要約する。屬邦―自主論について本書はその定義ではなく、内容と用法を明らかにした。そもそも屬邦自主の定義は、朝鮮との國交を求める西洋諸國に行った總理衙門の説明であり、一八七〇年代までは朝鮮と西洋諸國との紛糾に巻き込まれないための通辭にすぎなかった（三六八頁）。

一八八〇年代になると大轉換が起きる。西洋諸國と朝鮮は條約を結ぶことになり、そこで屬邦自主を明記した照會を各國に朝鮮が送ったからである。しかしこれの理解は初めから清韓に差があ

り、清は自主を名目化するつもりであり、朝鮮はこれにより自主が公認保證されたものと考えた。壬午事變後、清は馬建忠の構想に基づき朝鮮への介入を強める。清のこの動きを見て朝鮮開化派は分裂、相克を餘儀なくされた。そしてこのなかで明白となるのは、自主を求める朝鮮の志向であり、その先端は儀禮的な朝貢關係も否定するにいたった。

このため清朝側も屬國と自主の間で自らの位置をはかりなさざるをえなくなる。そして朝鮮の追求する自主は屬國を否定するものと斷じ、八五年には大院君を歸國させるとともに袁世凱を派遣し、宗主權の強化につとめた。

このように屬邦―自主論を使いながらも清韓の間にはその完全な理解の一致はなかった。そして馬建忠が考えた政策を遂行する段になると潜在していた齟齬がたちまち浮かび上がったのである。

本書の評価すべき點は、まず實證性の高さだろう。本書の引用史料は、日本語のみならず漢文・ハングル・英語・ドイツ語・ロシア語に及んでいる。多言語の利用は外交史では常識だがここまで廣いのは珍しいのではないだろうか。そしてこうした文献を著者は嚴密に読み込む。すでに知られた史料についても今までの研究が正確に読んでこなかったと批判するものしばしば見られる。こうしてえられた成果は實證性の高いものとなる。

次はスケールの大きさである。一九世紀後半の東アジア政治外交史といっても、日中關係・清韓關係といった個別側面にとどまるのが普通である。しかし本書は、清韓關係を中心に清韓と日本・イギリス・ロシア・アメリカのかかわりをも描く全體的な外交

史となっている。特に清米關係・韓米關係について史料を読み基礎的事實を明らかにしたことは大きな意義を持つと思われる。

もつともこれだけ多様な側面をもつ問題を一つの像にまで煮詰めるのは至難の技である。著者はそれを屬邦―自主論の變遷、その登場から日清戦争によるその否定までとして描くという大きなテーマを立てることでこれをなしている。

そして屬邦―自主論についてこれを東アジアにおいて存在していた確固とした定理・原則とする理解、朝貢システム論など社會システム論などがとる理解を著者は厳しく批判する。すなわち辛未洋擾で登場して以来、屬邦―自主論はそのときどきの状況を解決する議論で不變なものではなかったというのである。本書の論證によりこれは納得できる。東アジア傳統的國際秩序對近代的國際秩序という構圖についてのこれまでの研究を再検討する必要があるだろう。

また朝鮮は自主論をとったと單純に理解するこれまでの研究に對し、本書は、何度も朝鮮も屬國論であったことを強調する。朝鮮が清朝に儀禮的な宗屬關係をとること＝朝貢關係には、反對論はなく、その意味で事大黨も獨立黨も事大黨だったのである（一六七頁）。この指摘は重要な意味をもつ。

本書は例えば照會の清韓での位置づけの違いのようにこの時期の外交史について多くの興味ある論點を提示した。この時期を専門としない讀者にとっても有用だろう。

次に問題點を見る。第一に日清開戦における宗屬問題の比重。本書は新説を否定しこれを開戦の要因とする。その根據に本書は、韓國における日清權力平均を維持するため出兵し、また留兵する

という陸奥の回想と大島公使の報告を擧げる。しかし朝鮮をめぐる日清對立が存在し、それが出兵政策を大きく規定するというのはあたりまえの話であり、問題は清韓が宗屬關係という關係をとっていることが開戦にいかなる影響を與えたかである。そしてこれについて本書はなんら説明を行っていない。

宗屬關係が日清開戦にあたりどのような影響を與えたのか。これについては開戦促進ではなく、むしろその回避の可能性を提供するものであったことは、拙著で述べたところである（四〇三―四〇五頁）。すなわち朝貢しても屬國にならないという規定により形式的な宗屬關係を行うことで日清の妥協が成立する餘地があったのである。つまり宗屬關係の曖昧さ流動性がこういった餘地をもたらしたのである。評者が屬邦―自主論に關心をもったのはこの自由さがあつたからである。

一方、著者は評價點の第三で述べたように、この事實を大いに強調し、また宗屬關係は必ずしも戦争を必然化するものではないと述べながら（一一頁）、これを外交過程の構圖のなかに組み込むことはしていない。どうしようもなく和解不能の對立を論理の出発点においているので日清戦争にいたる氏の構圖は、實證の進展にかかわらずいささか單調である。

第三に江華條約第一條の自主條項の意味。江華條約第一條は周知のように朝鮮は「獨立之邦」ではなく「自主之邦」と規定されている。これについて評者は日本側があえて自主という朝鮮側に抵抗のない兩義的な用語を使うことで締結の促進を圖つたとの解釋を下した。本書はこれを批判し、日本側がこの段階で自主の兩義性を理解していたと思えず、このときの日本にそのような意圖

があったとする史料は示されておらず納得できないと批判する（三九三頁、註四二）。

たしかに日本側が意圖的にこのことを考えていたという史料は現在のところ見つからない。しかしここにいたるまでの日本政府内の朝鮮の國際的位置づけの議論において用いられた用語は、壓倒的に自主であり、獨立ではなかった。それがにわかにこのとき登場するのは何らかの事情を考える必要があるだろう。そして條約自體のみならずその施行においても公使をしばらく代理公使にとどめるような融和的な對應をとったことも注視すべきだろう。こうした點を考慮し私は先の解釋に思いついた。これについて代案があるならご教示願いたい。

他の問題點。壬午事變での日清開の爭點は大院君政權を承認す

るかいなかにあったとする（九八頁）が、著者自身が明らかにしているように日本も清も大院君政權は否認する方針ではなかったろうか（七三頁）。すなわち日本はすぐ亂黨鎮定を決定しているし、馬は朝鮮についてすぐ大院君の「大權獨攬」を覆すことを本國に働きかけている（八三頁）。

著者はすでに『近代中國と海關』（一九九九年）という手堅い研究書を著しており、本書は二冊目である。五年間でこのレベルの研究書を二冊とは敬服すべき力量である。著者が健康に留意し今後も研究に勵まれることを期待してやまない。

二〇〇四年一〇月 名古屋 名古屋大學出版會

A 五判 viii 十四八七二四頁 七五〇〇圓